平成２５年（フ）第１２号
石川県野々市市徳用町341番地　コンフォートデイズ104号室、従前の住所石川県野々市市徳用町311番地１、従前々の住所金沢市桂町ヘ45番地１
債務者　大工　　進
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
金沢地方裁判所
平成２４年（フ）第２６０号
長野市大字金箱1303番地３　西２号室
債務者　荒井　伸輔
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係
平成２４年（フ）第１９８号
三重県津市乙部16番３号
債務者　寺田和佳子
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
津地方裁判所破産係
平成２４年（フ）第７６７号
兵庫県芦屋市楠町５番１―302号
債務者　田中　昌子
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２４年（フ）第１９２号
山口県下関市富任町３丁目３番23号　今浦ハイツ３棟103号
債務者　内原　京子
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２４年（フ）第８９３号
北九州市八幡西区則松５丁目12番38号　Ａ201号
債務者　広津　精吾
１　決定年月日時　平成25年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２４年（フ）第８０号
佐賀県唐津市養母田鬼塚３番29号
債務者　一ノ瀬辰喜
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部
平成２４年（フ）第３９８号
宮崎市吉村町下り松甲2421番地７
債務者　宮脇　國廣
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
宮崎地方裁判所破産係
平成２４年（フ）第２８号
沖縄県石垣市字大川305番地２　小成アパート202
債務者　今井美沙子（旧姓山里）
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
那覇地方裁判所石垣支部
平成２４年（フ）第１９７号
福島県郡山市山根町６番９号　コーポ山根201号
債務者　小針　光雄
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２４年（フ）第１９４号
神戸市西区和井取１番43号、前住所神戸市西区南別府４丁目341番地の120
債務者　中井祥代こと　吉　　祥代
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２４年（フ）第２８０号
兵庫県明石市藤江891番地　中谷住宅ヨ―10号
債務者　中村　光一
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２４年（フ）第２９１号
兵庫県明石市小久保５丁目15番地の１
債務者　奥村　輝美
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２５年（フ）第４号
兵庫県明石市別所町４番23号　萩田荘206号
債務者　林　　智美
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２５年（フ）第８号
神戸市西区伊川谷町潤和866番地の１　レオパレスＥａｓｔＡｕｋⅢ205号
債務者　木村　　充
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２５年（フ）第１２号
兵庫県明石市魚住町鴨池６番地の１　ロイヤル魚住Ⅱ302号
債務者　鈴木　愛公
１　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２４年（フ）第３７５４号
大阪市都島区中野町４丁目２番24―903号
債務者　大倉　千佳
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２４年（フ）第６５７６号
大阪府八尾市高砂町５丁目６番地の１　グランデフィオーレ702号
債務者　上床工務店こと　上床　建次
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部